

社会福祉法人 串本福祉会 役員等報酬規程

(令和4年度第2回評議員会承認)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人串本福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（週5日勤務する者）については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職慰労金は、常勤役員等として任期を修了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

3 職員兼務役員に対する本規程の退職慰労金には、職員として支給される退職金は含まない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職慰労金については別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員手当規程に準ずる額
- (5) 職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては本規程に基づく報酬及び賞

与は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、法人職員の給与支給日に準じた日とする。

(2) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。

2 非常勤職員等に対する報酬は、当該会議への出席及び業務を行った都度、支給する。

ただし、非常勤理事長の報酬については、法人職員の給与支給日に準じた日とする。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年6月21日より適用する。

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

この規程は、令和5年4月1日より適用する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 550,000 円

別表2（常勤役員等の賞与）

役職名	賞与の額
理事長	7月賞与：報酬月額×1.9ヶ月、12月賞与：報酬月額×1.9ヶ月

別表3（常勤役員等の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×功績倍率

- ※ 常勤役員等が施設長を兼務（職員兼務役員）した状態で退職する場合は、別表1の理事長の報酬月額をもって、算定式の最終報酬月額とする。
- ※ 上記在任年数（常勤役員等としての年数）は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- ※ 功績倍率は2とする。

別表4（非常勤役員等の報酬等）

(1) 評議員

	日額（費用弁償合算）
評議員会への出席	10,000円（源泉徴収後の額）
第三者委員（入所検討委員会等）として出席	5,000円（源泉徴収後の額）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円（源泉徴収後の額）

(2) 理事

	日額（費用弁償合算）
理事会等会議への出席	10,000円（源泉徴収後の額）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円（源泉徴収後の額）

(3) 理事長

	日額（費用弁償合算）
法人及び施設業務のための出勤	20,000円（源泉徴収後の額）

(4) 監事、評議員選任・解任委員（評議員選任・解任委員会）

	日額（費用弁償合算）
理事会、評議員選任・解任委員会等会議への出席	10,000円（源泉徴収後の額）
監事監査等への出席	13,000円（源泉徴収後の額）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円（源泉徴収後の額）

